

第8章 各地域における検討の留意点

前章までの議論では、市町村が広域化した場合に、それによって住民自治が後退することなく、むしろ、それまでの自治の実績を継承し、さらに住民自治を強化するための仕組みとして、検討を行ったものでありますが、合併を予定していない市町村においても、住民自治を充実するためにこうした仕組みを導入することは可能であると考えます。

また、具体的に合併を検討されている地域においては、合併の形態や地域の実情に応じ、本報告書が提示する仕組みを適宜修正した上で導入することが望ましい場合もあると考えます。

(1) 合併を予定していない地域（P 30の図1参照）

合併を予定していない市町村においても住民自治を充実させるために、例えば、小学校区単位に地域自主組織を組織し、中学校区単位に地域審議会を設けることにすれば、本報告書が提案する住民自治の仕組みを導入することは可能であると考えます。

地域審議会についても、本報告書では、合併特例法に基づく地域審議会とは異なるものとしていきますので、合併する市町村のみが採用しうる仕組みというものではありません。

このため、当面、合併は予定していないが既に相当程度に規模が大きい市町村などにおいて、住民自治の仕組みをさらに充実・強化しようとする場合には、本報告書が提示する仕組みを活用することができるものと考えます。

(2) 合併を検討している地域

規模や地域特性の類似する市町村が合併するケース（P 30の図2参照）

前章までの検討にあたっては、市町村が合併をする場合には、規模や地域特性に大きな差異がない市町村同士が合併するケースを想定しています。つまり、旧市町村の規模や地域特性が類似しているものと仮定し、支所や地域審議会を旧市町村ごとに設置することとしても、規模等に著しい格差がなくスムーズに運用できるものとして議論を展開してきました。

したがって、規模や地域特性の類似した市町村が合併するような場合には本報告書が提案する仕組みはそのまま受け入れられるものと考えています。

規模や地域特性の異なる市町村が合併するケース

他方、例えば、都市部の大規模な市と周辺農山村地域の小規模町村が合併するケースにおいて、周辺部の小規模町村の住民の意見反映が困難になると考えられるような場合には、小規模町村の地域のみ支所や地域審議会を設置（P 31の図3 - 1参照）することも考えられます。

また、中心となる市にも地域審議会を設置する場合（P 31の図3 - 2参照）には、地域審議会の設置単位が他の地域との間で著しい規模の格差を生じ、地域審議会の運営に支障を来すようなケースも想定されることから、地域の実情に応じて、例えば、規模の大きい市には地域審議会を複数設置（P 32の図3 - 3参照）するなどして、設置単位の均一化を図ることが必要になる場合もあると思われます。